

考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心

■ 12月4日～10日は人権週間 ■

12月10日は「世界人権デー」、4日から10日までが人権週間です。市は、みなさんにも人権について考えていただくため、伊丹市社会教育委員の金慶子さんから人権について寄稿していただきました。

金慶子さん 「共に生きよう」



◆ 金慶子さんプロフィール

1990年、地域の小学校で朝鮮半島の歴史や文化のお話をしたのがきっかけで保育園から小中学校、高校生、大学生の子どもたちやPTA・教職員研修などで講演する機会が多く、人との出会い、ふれあいを楽しんでいます。現在、伊丹市社会教育委員・人権教育指導員、七由チャイルドアカデミー伊丹教室代表。

外国人を受け入れざるを得ない日本の状況

現在日本に住んでいる外国人は220万人程度、全人口の1.74%、国別では中国、韓国・朝鮮が半分以上です。日本の人口減少、労働力不足から、外国人労働者受け入れをめぐる議論が繰り返され、将来的には1千万人を受け入れないと日本の国が成り立たないともいわれています。

地域で暮らす外国人との共生が決して他人事ではない状況なのですが、果たして日本は外国人を受け入れるまでに



成熟した社会になっているのでしょうか。

国際結婚 増加の中で

10月はじめ、次のような記事が新聞に掲載されていました。在日韓国人3世の女性が

様々な差別の中で

私は日本人の夫と結婚して3人の子どもに恵まれ、3人とも日本人と結婚しました。娘の嫁ぎ先が、韓国人の血を引いた人間を墓に入れたくないというのです。実は結婚の時も同じ理由で相手の両親が難色を示しましたが、娘婿が両親を説得して結婚に至ったのだそうです。現在日本では、オールドカマーに加えて、日系人等の定着・移民化等で国際結婚の割合は、20組に1組と年々高くなり、東京、大阪では10組に1組で、子どもたちの教育が問題にもなっています。

日本で生まれて60年、就職差別をはじめとして、ここでは書ききれないほどの様々な差別を体験しました。それは私だけではなく、17年前京都の大学に合格した長男が下宿を探している時、家主から韓国人には貸せない」との入居拒否を受けました。

韓国に嫁いだ 69才の花嫁

※オールドカマー 在日韓国人・朝鮮人のうち、植民地時代から引き続き日本に住んでいる人々と、その子孫。この記事を読んで、あまりの1の狭さに愕然としましたが、知人を介してお会いしたある日本人女性のことが頭に浮かびました。彼女は6月にジュニアプライドで、韓国人男性と結婚するために海を渡りました。新郎のKさんは78才。新婚

外国人も 住民の仲間入り?

私の母は難病認定患者です。外国人は5年に1度外国人登録の切り替えが必要ですが、本人が寝たきりで入院中なので役所に行けないため、切り替えが出来ません。先日市役所から外国人登録切り替えを促す文書が届いた

あらたな差別が 起こる可能性

今公私は母の一件で知ることになりましたが、当事者である外国人が、住民基本台帳法改正を知らずに、法の谷間に置き去りにされることも予想されます。



国境を越えた 人間愛と尊厳

しばらく返事を保留されるだろうと覚悟していたら、あっさり電話で即答。もちろんオックスからでした。知人からこの話を聞いた時にわかに信じられなかったのですが、彼女が即答したのは「本当に尊敬出来る方だったので、何の不安もなかったのだそうです。人間同士の信頼と尊敬が日本と韓国の国境を越えて、2人の愛を束ねたのです。

外国人との共生力

これは今に始まったことではなく、オールドカマーである在日韓国人・朝鮮人や中国人などとの内なる国際化をおろそかにしてきた延長線上に起こっている問題なのです。住民基本台帳に外国人が登録されることで、何かが変わるのでしょうか? 外国人登録証はなくなっても、それに代わる在留カードが導入され、切り替えや「常時携帯義務」は残るそうです。好むと好まざるに関わりなく、私たちが住む地域で外国人と共に生きる力」が問われています。

指定校の変更許可申請事項(市内転居用)	
就学途中の転居	就学途中に引っ越した場合
転居予定地への先行就学	学年始めに他の校区に引っ越すことが確実である場合
一時転居	住宅の新築および改築等で一時的に引っ越す場合
特別支援学級入級	本来校以外の特別支援学級に入級する場合
通院・治療等	本来校へ通学が困難な場合
帰国子女・外国人	帰国子女または外国人で配慮が必要な場合
昼間留守家庭	①保護者が勤務事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親戚宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が区域外就学を許可されている場合
教育的配慮	本人または家庭の事情その他特別な事情の場合

区域外就学許可申請事項(市外転居用)	
学年途中転居	学年途中に引っ越した場合
最終学年転居	小学校6年生、中学校3年生の時点で引っ越した場合
転居予定地への先行就学	学年始めに他の校区に引っ越すことが確実である場合
一時転居	住宅の新築および改築で一時的に引っ越す場合
昼間留守家庭	①保護者が勤務事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親戚宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が区域外就学を許可されている場合
教育的配慮	本人または家庭の事情その他特別な事情の場合

市教委では、住民登録している住所により通学区域を定める。指定された学校に通学する。

指定校の変更許可および区域外就学許可制度

市教委では、住民登録している住所により通学区域を定める。指定された学校に通学する。したがって同じ校区内に住む児童や生徒は、同じ学校に通学することになります。

しかし、特別な事情がある場合は、指定された学校以外の学校に通学することができ、制度があります。個々の事情により許可期間や必要書類等が異なりますので、校区外の就学を希望される人は、お問い合わせください。

来年、小・中学校へ 新入学する子どもの家庭へ 就学通知書を届けます

市教委では、4月に小・中学校へ新入学する子どもの家庭に「就学通知書」をお届けします。

▼新小・中学校(平成16年4月2日)より
▼新小・中学校(平成17年4月1日)より
▼新小・中学校(平成18年4月1日)より
▼新小・中学校(平成19年4月1日)より
▼新小・中学校(平成20年4月1日)より
▼新小・中学校(平成21年4月1日)より

入学届に必要事項を記入し、就学通知書に記載している中学校に提出してください。

▼国立や私立の小・中学校に入学予定の人
就学通知書に記載している学校に入学届を提出してください。また、予定されている学校への入学が許可された時に、その学校の入学許可書を持って学校教育課で入学変更の手続きをしてください。

※1月になっても通知書が届かない場合は、学校教育課にご連絡ください。

※「就学通知書」に併せて「指定校の変更許可および区域外就学許可制度の案内」も送付します。

◆問い合わせ 学校教育課



<子育て相談>
子育てについての悩みごとや困ったことなど、気軽にご相談ください。※来所相談は事前にお電話ください。

月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時
子育て支援センター「あいあいポケット」(男山指月3-11 指月児童センター内/☎983-8747)
第二子育て支援センター「そよかぜ」(八幡三反長10 南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

●赤ちゃんの広場 妊婦さんと生後2カ月から1歳半くらいまでの親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びを楽しみましょう。時間は午前10時～11時15分です。下記から1カ所を選び、参加してください(★は離乳食展示あり)。

保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園に、保育園以外での赤ちゃんの広場は子育て支援センターに、事前に申し込んでください。

▶2日(木)わかたけ保育園、有都保育園▶3日(金)南ヶ丘保育園★▶6日(月)南ヶ丘第二保育園▶8日(水)橋本児童センター▶13日(月)みやこ保育園▶16日(木)美濃山グリーンタウン集会所▶17日(金)竹園児童センター▶24日(金)美濃山コミュニティセンター

●お話の出前 市内のあちこちに、お話をもって出かけます。手遊びや大型絵本の読み聞かせなど。

▶10日(金)午前10時30分～11時30分、有都福祉交流センター
※申し込み不要。就学前のお子さん・お孫さんとお越しください。子育て相談も行っています。問い合わせは子育て支援センターへ。

●お父さんも子育ての主役です
毎月第2土曜日は、お父さんとお子さんが一緒に遊んでもらえるよう「あいあいポケット」を開設しています。たくさんのお父さんの参加をお待ちしています。▶11日(土)午前9時～正午、午後1時～4時、子育て支援センター

●あそびの広場 おおむね1歳半から就学前までの親子が対象。時間は午前10時～11時30分です。第二子育て支援センターに事前に申し込んでください。今月は「風作りをしよう」です。▶1日(水)橋本児童センター▶2日(水)美濃山コミュニティセンター

●子育て講演会 「子どもを伸ばすねむりについて考えよう」▶2日(木)午前10時～11時30分、美濃山コミュニティセンター
講師 山下信之先生(男山第二中学校教諭)
対象 市内在住の未就園児の親子先着30組
申込み 美濃山コミュニティセンター(☎981-2312)

●お話の出前 市内のあちこちに、お話をもって出かけます。手遊びや大型絵本の読み聞かせなど。

▶10日(金)午前10時30分～11時30分、有都福祉交流センター
※申し込み不要。就学前のお子さん・お孫さんとお越しください。子育て相談も行っています。問い合わせは子育て支援センターへ。

●サロン 子育てについて、お母さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は午前10時～11時15分。

<あいあいサロン>
▶2日(木)子育て支援センター
対象 生後7カ月から1歳6カ月くらいの親子
<そよかぜサロン>

●保育園の開放日
※育児相談も行っています。

南ヶ丘保育園(☎981-3125)・・・21日(火)「リース作りをしよう」、17日(金)園庭開放
南ヶ丘第二保育園(☎982-3330)・・・22日(水)「高校生のプラスバンドを楽しみましょう」、13日(月)園庭開放
みその保育園(☎981-8101)・・・22日(水)「クリスマス会に参加しよう」、27日(月)園庭開放
みやこ保育園(☎981-2511)・・・20日(月)「ホールで遊ぼう」、28日(火)園庭開放
有都保育園(☎981-0873)・・・8日(水)「親子でクリスマスの飾りを作ろう」、17日(金)園庭開放
わかたけ保育園(☎983-1313)・・・21日(火)「クリスマス会に参加しよう」、3日(金)園庭開放
山鳩保育園(☎981-0982)・・・15日(水)クッキー作り
山鳩第二保育園(☎981-0700)・・・15日(水)クッキー作り、毎月第2金曜日 かるがもランド
くすのき保育園(☎983-1200)・・・15日(水)クッキー作り
ぶどうの木保育園(☎982-9013)・・・9日(木)「園の友だちとクリスマスを楽しもう」、毎週木曜日園庭開放(雨天中止)
西遊寺保育園(☎981-4837)・・・9日

▶7日(火)▶21日(火)第二子育て支援センター
対象 妊婦さんと生後2カ月から1歳6カ月くらいの親子
<ひよこサロン>
▶15日(水)子育て支援センター
対象 妊婦さんと生後2カ月から6カ月くらいの親子
※重複参加可能です。

(木)「おもちゃつきに参加しよう」
※時間は午前10時～11時30分です。
※申し込み不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いて参加してください。

●幼稚園の開放日
八幡幼稚園(☎981-0180)・・・1日(水)「クリスマスの飾りを作ろう」、13日(月)園庭開放
八幡第二幼稚園(☎981-6950)・・・13日(月)「クリスマスの飾りを作ろう」、9日(木)園庭開放
八幡第三幼稚園(☎982-8566)・・・15日(水)「クリスマスの飾りを作ろう」、8日(水)園庭開放
八幡第四幼稚園(☎982-2447)・・・14日(火)「クリスマスの飾りを作ろう」、3日(金)園庭開放
橋本幼稚園(☎982-0607)・・・9日(木)「ミニクリスマス会に参加しよう」、3日(金)▲園庭開放
有都幼稚園(☎981-0873)・・・8日(水)「親子でクリスマスの飾りを作ろう」、17日(金)園庭開放
早苗幼稚園(☎981-2268)・・・8日(水)「いっしょにあそぼうGO!GO!キッズ!」
※時間は午前10時～11時30分です(▲は午後0時30分～2時、■は午前10時30分～正午)。
※申し込み不要。直接、園にお越しください。